

経 済 産 業 省

20181206貿局第1号
輸出注意事項30第30号

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成30年12月19日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け貿局第1号・輸出注意事項24第18号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成31年1月9日から施行する。ただし、エリトリアに係る部分の改正については、平成30年12月19日から施行する。

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け貿局第1号・輸出注意事項24第18号）

改 正 後	現 行																
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 許可後の手続き</p> <p>1 貨物又は技術の再輸出若しくは再販売又は再提供に係る事前同意手続き</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 提出書類一覧 (略)</p> <p>(注1)～(注4) (略)</p> <p>(注5) <u>輸出令別表第1の3の項(2)若しくは(3)</u> 若しくは3の2の項(2)の貨物又は外為令別表の3の項(1)若しくは3の2の項(1)の技術については、当該貨物又は技術を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する資料を求める場合があります。(別記1(シ)参照)</p> <p>(注6)～(注8) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>IV・V (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 技術、提供先国及び提出書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">技 術</th> <th style="width: 25%;">提供先国</th> <th style="width: 25%;">提出書類</th> <th style="width: 25%;">申請窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	技 術	提供先国	提出書類	申請窓口	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 許可後の手続き</p> <p>1 貨物又は技術の再輸出若しくは再販売又は再提供に係る事前同意手続き</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 提出書類一覧 (略)</p> <p>(注1)～(注4) (略)</p> <p>(注5) 輸出令別表第1の3の項(2)若しくは3の2の項(2)の貨物又は外為令別表の3の項(1)若しくは3の2の項(1)の技術については、当該貨物又は技術を使用するプラントの最終製品の製造フローに関する資料を求める場合があります。(別記1(シ)参照)</p> <p>(注6)～(注8) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>IV・V (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 技術、提供先国及び提出書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">技 術</th> <th style="width: 25%;">提供先国</th> <th style="width: 25%;">提出書類</th> <th style="width: 25%;">申請窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	技 術	提供先国	提出書類	申請窓口	(略)	(略)	(略)	(略)
技 術	提供先国	提出書類	申請窓口														
(略)	(略)	(略)	(略)														
技 術	提供先国	提出書類	申請窓口														
(略)	(略)	(略)	(略)														

<p>外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(1)から(8)、(10)又は(10の2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第一号から第五号まで(ただし、貨物等省令第1条第三号であって<u>試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)</u>又は<u>医薬品</u>として使用されるもの及び第四号口を除く。)、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに該当する貨物に係る技術</p>	い地域①	(略)	(略)
<p>外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(1)から(8)、(10)又は(10の2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第一号から第五号まで(ただし、貨物等省令第1条第三号であって<u>試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)</u>又は<u>医薬品</u>として使用されるもの及び第四号口を除く。)、第六号(核燃料物質の成型加</p>	い地域②	(略)	(略)
<p>外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(1)から(8)、(10)又は(10の2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第一号から第五号まで(ただし、貨物等省令第1条第三号であって<u>試薬又は標準物質</u>として使用されるもの及び第四号口を除く。)、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに該当する貨物に係る技術</p>	い地域①	(略)	(略)
<p>外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(1)から(8)、(10)又は(10の2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第一号から第五号まで(ただし、貨物等省令第1条第三号であって<u>試薬又は標準物質</u>として使用されるもの及び第四号口を除く。)、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二又は第十号の</p>	い地域②	(略)	(略)

<p>工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに該当する貨物に係る技術</p>				<p>三のいずれかに該当する貨物に係る技術</p>			
<p>外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(1)から(8)、(10)又は(10の2)に掲げる貨物のうち、<u>貨物等省令第1条第一号から第五号まで(ただし、貨物等省令第1条第三号であって試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるもの及び第四号ロを除く。)</u>、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに該当する貨物に係る技術</p>	<p>ろ地域</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(1)から(8)、(10)又は(10の2)に掲げる貨物のうち、<u>貨物等省令第1条第一号から第五号まで(ただし、貨物等省令第1条第三号であって試薬又は標準物質として使用されるもの及び第四号ロを除く。)</u>、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二又は第十号の三のいずれかに該当する貨物に係る技術</p>	<p>ろ地域</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物のうち、<u>貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))</u>又</p>	<p>い地域①</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物のうち、<u>貨物等省令第1条第三号(試薬又は標準物質として使用されるもの)</u>、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分</p>	<p>い地域①</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

は医薬品として使用されるもの)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物に係る技術(同条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるもの)の場合にあっては使用に係る技術に限る。)				離用装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物に係る技術(同条第三号(試薬又は標準物質として使用されるもの)の場合にあっては使用に係る技術に限る。)			
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるもの)に該当する貨物に係る技術(使用に係る技術を除く。)	い地域①	(略)	(略)	外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬又は標準物質として使用されるもの)に該当する貨物に係る技術(使用に係る技術を除く。)	い地域①	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるも	い地域②	(略)	(略)	外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬又は標準物質として使用されるもの)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用装置に限る。)、第八号	い地域②	(略)	(略)

<p>の)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物に係る技術(同条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるもの)の場合にあっては使用に係る技術に限る。)</p>				<p>ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物に係る技術(同条第三号(試薬又は標準物質として使用されるもの)の場合にあっては使用に係る技術に限る。)</p>			
<p>外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるもの)に該当する貨物に係る技術(使用に係る技術を除く。)</p>	い地域②	(略)	(略)	<p>外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬又は標準物質として使用されるもの)に該当する貨物に係る技術(使用に係る技術を除く。)</p>	い地域②	(略)	(略)
<p>外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。))又は医薬品として使用されるもの)、第四号ロ、第六号(リ</p>	ろ地域	(略)	(略)	<p>外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第三号(試薬又は標準物質として使用されるもの)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに</p>	ろ地域	(略)	(略)

チウムの同位元素の分離用装置に限る。) 、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物に係る技術			
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

別表3 国及び地域区分の対照表

国・地域名	地域名	(略)	と地域①	と地域②	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
エリトリア	(略)	○	○	<u>(削る)</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表4～6 (略)

該当する貨物に係る技術			
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

別表3 国及び地域区分の対照表

国・地域名	地域名	(略)	と地域①	と地域②	ち地域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
エリトリア	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表4～6 (略)